

政策会議付議事案書（令和4年7月12日）

提案課名 環境共生課

報告者名 谷 芳生

<p>事案名</p>	<p>「秦野市バイオマス産業都市構想」に関する策定方針について</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>森林資源が市域の53%を占める本市の地域特性を生かし、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、環境にやさしく災害に強いまちづくりを目指す「バイオマス産業都市」の構築を目的として、「秦野市バイオマス産業都市構想」に関する策定方針を定めるものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>平成30年度 「秦野市再生可能エネルギーに関する基本指針」を策定 令和元年5月 上記指針の重点プロジェクトの一つとして、木質バイオマス事業を選定（政策決定） 令和元年度 環境省補助事業「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業）」の採択を受け、木質バイオマス事業の構築にかかる事業可能性基礎調査を実施 令和3年度 「秦野市地球温暖化対策実行計画（令和4年度施行）」において、バイオマス資源の最大活用を脱炭素化促進プロジェクト※として位置付け 令和4年6月 秦野市地球温暖化対策推進本部の具体的取組に係る検討組織として、バイオマス作業部会を設置し、本方針を協議 ※令和3年度に改正された「地球温暖化対策推進法（第21条第5項）」に規定された地域脱炭素化促進事業を具現化するため、本市の自然的社会的地域特性を生かした地域資源の有効活用と、地域の成長に資するものとして、市民、事業者及び関係機関等との合意形成を図りながら推進する取組のこと。</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>「秦野市バイオマス産業都市構想」に関する策定方針を定めること</p>	

今後の 取扱い	令和4年度	本方針に基づき「基本構想」を策定（直営）
	令和5年度	バイオマス産業都市認定に向けた「事業化プロジェクト」の精査等を含めた「基本計画」を策定（委託）
	令和6年度初旬	応募に向けた諸調整

## 「秦野市バイオマス産業都市構想」に関する策定方針（案）

### 1 目的

森林資源が市域の53%を占める本市の地域特性を生かすとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、経済性が確保された一貫システムと、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした地域循環共生圏の理念を踏まえたシステムにより、環境にやさしく災害に強いまちづくりを目指す「バイオマス産業都市」の構築を目的として本方針を定める。

バイオマス（資源）とは、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をいう。（木質、家畜糞便、食品残渣、下水道汚泥など）

### 2 目指す姿

地域特性を生かした「多品種少量の都市近郊型バイオマス産業都市」

### 3 構想のコンセプト

目指す姿の実現、さらには目的を達成するため、バイオマス資源を“木材そのもの”による「製品利用」と、“発電等”による「エネルギー利用」の両軸に据え、かつ市民及び事業者への波及、研究・開発にも寄与する活用方法等について、次の5つの基本方針を定める。

#### (1) 秦野産木材の活用

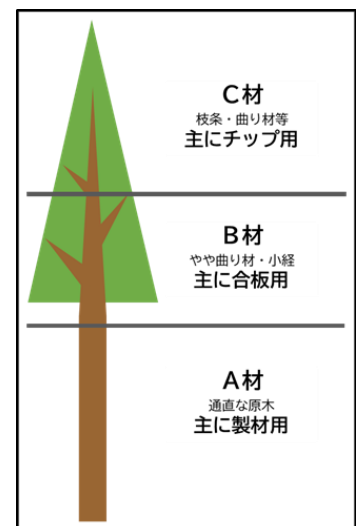
県内でも最大規模の木材搬出量（A・B材<sup>※</sup>）を誇る本市林業について、木材を「製品利用（＝バイオマス）」と捉えた新たな側面を加えることにより、秦野産木材の好循環サイクルを持続可能とする、体力及び魅力の向上を図る。

#### (2) 木質未利用材の活用

DIY等への利用など、(1)に満たないC材<sup>※</sup>等による「製品利用」と、小規模燃料用の薪やチップの製造といった、あくまで余剰分の位置付けとする「エネルギー利用」の活用を図る。

#### (3) 再生可能エネルギーの活用

有機物（生ごみ・下水道汚泥・木質未利用材・建設廃材等）を原料としたバイオマス発電事業などの「エネルギー利用」については、民間活力等の積極的な導入を図る。



【※A・B・C材の区分と用途】

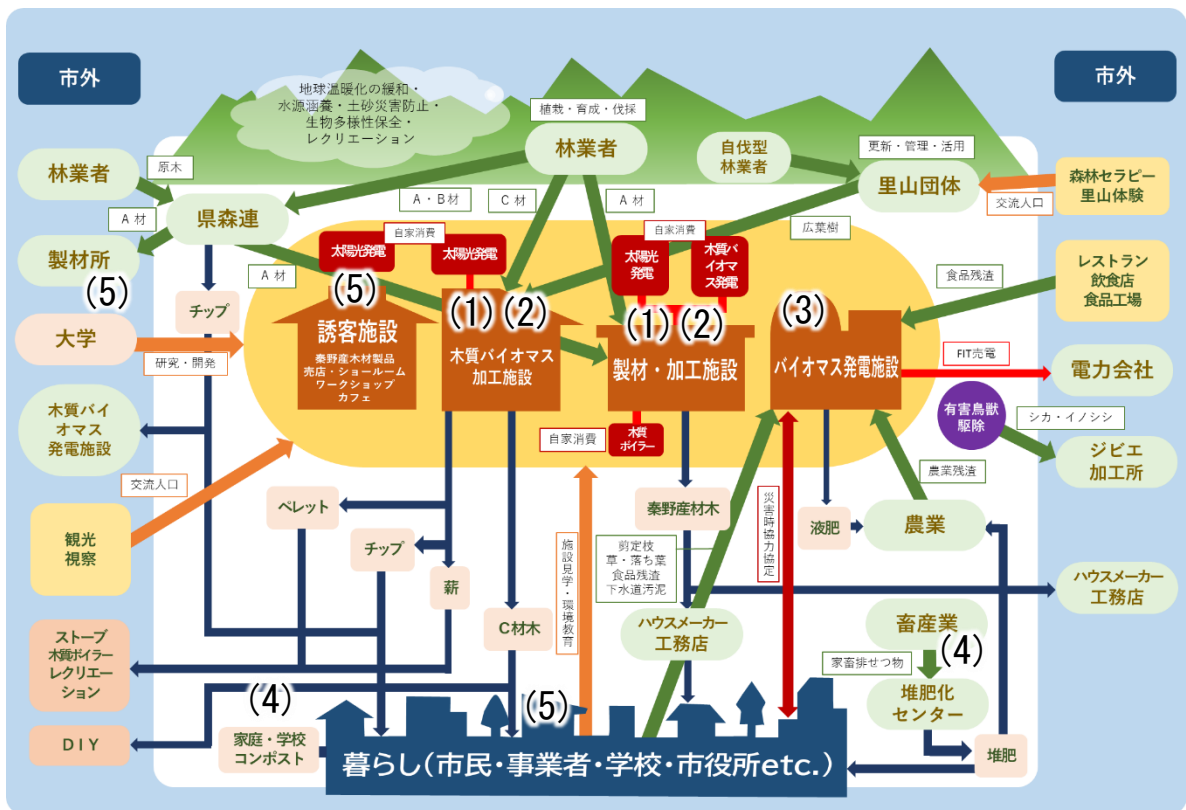
(4) 堆肥化（既存事業の拡充）の促進

家庭系生ごみの堆肥化、有機肥料の製造・販売、畜産糞便の堆肥化など、市民や事業者による取組の促進を図る。

(5) 産学公民連携の推進

バイオマスに関する研究・開発などに対するイノベーションへの支援、関連した環境教育の拡充、さらには、工作体験や関連施設の見学といった新たなアクティビティの確立など、市民及び事業者を問わず、環境施策への参画（行動）・資質向上を図る。

【バイオマス産業都市のイメージ図（番号は、構想コンセプトの項目番号と一致）】



4 今後の進め方

- (1) 令和4年度 本方針に基づき「基本構想」を策定
- (2) 令和5年度 バイオマス産業都市認定に向けた「事業化プロジェクト」の精査等を含めた「基本計画」を策定
- (3) 令和6年度(初旬) 応募に向けた諸調整

	令和4年4月～7月	8～11月	12月～令和5年3月	令和5年度	令和6年度	令和7～8年度	令和9～10年度
バイオマス産業都市構想（基本構想及び基本計画）	4月 ・農水省ヒアリング(11日) ・市長へ概要説明(22日) ・市長ヒアリング(25日)  5月 ・温暖化対策推進本部に報告(24日) ・幹事会に報告(30日)  7月 ・政策会議(12日) ↳方針決定 ↳スケジュールの確認	8月 ・環境審議会に報告(上旬)  11月 ・定例部長会議及び議員連絡会に報告(15.16日)  ● 予算措置 (10～12月) ●  ● パブコメ (11～12月) ●  ● 関係部署（庁内外）との調整・情報収集による <b>基本構想</b> の策定（5～1月） ●	2月 ・環境審議会に諮問(上旬) ↳答申(下旬)  3月 ・ <b>基本構想の公表</b>	4月 ・コンサル委託（入札：～3月末）  ※適宜、温暖化推進本部等に進捗を報告  1月 ・部長会議及び議員連絡会に報告(上～中旬) ・パブコメ（～2月末）  3月 ・ <b>基本計画の公表</b>	5～8月 ・バイオマス産業都市の認定のため、関東農政局へ応募  9月 ・選考委員会ヒアリング ↳首長対応  12月 ・ <b>バイオマス産業都市の認定</b> ↳農水副大臣から認定証の授与		
	基本計画で位置付ける予定の「事業化プロジェクト」を実行していく						

	令和4年4月～7月	8～11月	12月～令和5年3月	令和5年度（時期未定）	令和6年度	令和7～8年度	令和9～10年度
森林資源の有効活用を目的とした「環境共生・観光交流拠点」の整備	5月 ・基本構想策定にかかるプロポーザル審査会の実施(16日)  6月 ・事業者の決定及び契約締結(下旬)  7月 ・定例部長会議(5日) ↳進捗 ↳スケジュールの確認  <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">R 4.4 新秦野IC 開通</div>	9月 ・測量委託の締結（入札：～12月末）  ● コンサル委託 ●	1月 ・定例部長会議及び議員連絡会に報告(4.15日) ・パブコメ(～2月末)  3月 ・ <b>拠点整備に係る方向性の公表</b>  <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">R 5.3 NEXCO中日本 から返却(予定)</div>	・基本設計及び実施設計 ・ポーリング調査 ・事業者公募及び決定	・工事（崖地）	令和7年度 ・工事（崖地・造成）  令和8年度 ・工事（造成・建築）	令和9年度 ・工事（建築・駐車場等）  令和10年度 ・ <b>供用開始</b>

政策会議付議事案書（令和4年7月12日）

提案課名 教育総務課 保育こども園課

報告者名 守屋 紀子 稲垣 由美恵

<p>事案名</p>	<p>秦野市立ほりかわ幼稚園のこども園化に係る基本方針を定めることについて</p>	<p style="text-align: right;">有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>令和3年3月に策定した「秦野市幼児教育・保育環境整備計画」に基づき、ほりかわ幼稚園のこども園化（令和7年4月1日開園）を進めるに当たり、その整備手法や目指すべきこども園の内容、運営法人の選定方法などに関する基本的事項を定めることにより、円滑な移行を図るものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 経過 令和3年3月 秦野市幼児教育・保育環境整備計画の策定 公立園見直しの方向性等を定める。 " 6月～ 幼児教育保育施設適正配置分科会等で、次の各項目について検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほりかわ幼稚園の園児数</li> <li>・市外私立園の就園者数（教育利用）</li> <li>・保育ニーズと市内保育所等の入所状況</li> <li>・中学校区別保留児童数（待機児童を含む）</li> <li>・西中学校区の保育所等利用児童数</li> </ul> <p>2 検討結果 3年保育及び保育ニーズの充足を図るとともに、園小中一貫教育を推進し、子どもの育ちと学びの充実を図るため、秦野市幼児教育・保育環境整備計画に基づき、民間の力を活用した公私連携手法による認定こども園化を推進する。</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野市立ほりかわ幼稚園のこども園化に係る基本方針を定めること（資料2）。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>1 公私連携法人の選定等に係るスケジュール 令和4年11月下旬～令和5年1月下旬 募集期間 令和5年2月上旬～ 4月下旬 選定期間 5月上旬 公私連携法人の決定 令和6年 3月末 協定締結、ほりかわ幼稚園休園 10月 公私連携法人の指定 令和7年 4月1日 公私連携幼保連携型認定こども園の開園</p>	

今後の 取扱い	2 議会及び条例等の改正に係る手続き		
	令和4年	7月	基本方針策定の報告（議員連絡会）
	令和5年	5月	公私連携法人決定の報告（議員連絡会）
		9月	建物の無償譲渡に係る議案の上程
	令和6年	12月	「秦野市公立学校の設置に関する条例」の改正に係る議案の上程

秦野市立ほりかわ幼稚園のこども園化に係る基本方針を定めることについて  
経過及び検討結果

令和4年7月12日

教育部教育総務課

こども健康部保育こども園課

1 経過

(1) 秦野市幼児教育・保育環境整備計画の策定（令和3年3月）

ア 公立園の見直しの方向性を定める条件

- (ア) 望ましい集団性を確保する目安を1学級20人とする。
- (イ) 中学校区内における施設利用希望と利用定員との需給バランスに配慮する。
- (ウ) 少子化に伴う園児数の減少に対しては、公立園の定員調整により、民間の力を優先的に活用する。

イ ほりかわ幼稚園の状況

- (ア) 令和2年度時点で両学年単学級
- (イ) 令和7年度までに、1学級20人を下回る見込み
- (ウ) 同中学校区内における保育利用の受け入れ体制が不十分
- (エ) 駅に近く、小学校と隣接している好立地条件

(2) 幼児教育保育施設適正配置分科会での検討（令和3年6月～）

ア ほりかわ幼稚園の園児数

令和元年10月の幼児教育保育の無償化を背景として、保護者ニーズが教育利用から保育利用へと変化する中で、令和2年度から4年度までの園区内の幼児数は横ばいなのに対し、在園児数は減少している。

加えて、令和5年度以降の園区内の幼児数は令和4年度に比べて約1割減少しているため、今後も園児数は減少する見込みである。

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
在園児数	66	61	56	44	<u>36</u>	<u>32</u>	<u>31</u>
園区幼児数	151	136	140	143	128	126	133

（各年5月1日時点・5年度以降在園児数は推計値）



イ 市外私立園の就園者数（教育利用）

市外私立園の就園児は減少傾向にあるものの、令和4年度においても各年齢児ともに概ね80～100人程度で推移している。

（各年4月1日時点）

	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和2年度	108 (550)	97	123	328
令和3年度	76 (512)	108	93	277
令和4年度	86 (467)	83	104	273
令和5年度	89 (460)	97	115	301
令和6年度	92 (481)	90	104	286
令和7年度	90 (468)	93	97	280

※ カッコ内は、3年保育の潜在ニーズ（保育利用除く幼児数）

※ 令和4年度までは実績・5年度以降は、総合計画策定時の推計人口をもとに算出

ウ 市内保育所等の入所状況

保育所等の定員は、年齢毎に設定されており、特に、0歳児については、園によって受入れできる月齢が2か月、4か月、6か月等と異なるため、年度末に向かって入所児童が増えていく傾向にある。

また、0～2歳児については、保護者の育児休業後のタイミング等に合わせた年度途中からの申込みも多いことから、年度当初に定員を満了した場合には、5月以降の申込みに対応することが難しくなるため、年度当初の定員には、余裕が必要である。

しかしながら、保留児童は年度末に向かう程増えている状況にあり、入所を希望する全ての児童の受入れが難しくなっている。

年齢		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	入所率
定員		258	375	447	480	492	495	2,547	
R3.4.1 現在	入所	110	355	432	479	505	528	2,409	95%
	保留	10	14	11	20	5	5	<b>65</b>	
R4.3.1 現在	入所	286	385	446	482	512	524	2,635	103%
	保留	79	22	36	23	5	6	<b>171</b>	

エ 西中学校区の入所状況

西中学校区の保留児童数は、通年して、高い水準で推移しており、同区内の保育所等（私立認定こども園1園、認可保育所2園、小規模保育事業1園）では、近年、新型コロナウイルスによる保育所等への入所控えがあったものの、定員259人に対し、各年の4月1日現在において定員を超えて受入れを行っている。令和5年度以降も女性の就業率の上昇により、共働き世帯が一般的になる中でニーズは続くと思込んでいる。

・中学校区別保留児童数（待機児童を含む）

中学校区	本町	南	東	北	大根	西	南が丘	渋沢	鶴巻	合計
R3.4	7	9	3	1	6	13	5	10	11	65
R4.3	31	24	4	11	15	26	13	15	32	171

・西中学校区の保育所等利用児童数の推移

年齢	定員	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
0歳	28	14	19	20	18	23	23	22
1歳	39	44	54	50	53	55	55	55
2歳	48	52	50	54	51	51	51	51
3歳	47	53	54	43	54	54	54	54
4歳	48	52	54	50	44	55	55	55
5歳	49	48	53	52	48	58	58	58
計	259	263	284	269	268	296	296	295
保留児童数		18	11	13	8	-	-	-
申込者数 (利用児童数+保留児童数)		281	295	282	276	296	296	295

(各年4月1日時点・5年度以降は推計値)

## 2 結論

3年保育及び保育ニーズの充足を図るとともに、園小中一貫教育を推進し、子どもの育ちと学びの充実を図るため、秦野市幼児教育・保育環境整備計画に基づき、民間の力を活用した公私連携手法による認定こども園化を推進する。

### (1) 定員の考え方

#### ア 教育利用（60人）

ほりかわ幼稚園の園児数見込みに加え、保護者ニーズを踏まえた3年保育の実施による市外園から市内園への就園先の移行を見込み、各年齢20人の定員を確保する。

#### イ 保育利用（50人）

保育定員を超えて受け入れながらも年度を通して保留児童が増加している現状を鑑み、地域で不足する低年齢児の受け皿を確保し、適正な規模で安全安心に就学前まで保育する体制を整えるため、計50人の定員を確保する。

### (2) こども園利用定員（案）

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
教育				20	20	20	60
保育	3	8	9	10	10	10	50
合計	3	8	9	30	30	30	110

令和 4 年 月 日

教育部教育総務課

こども健康部保育こども園課

## 秦野市立ほりかわ幼稚園のこども園化に係る基本方針（案）

少子化や保育ニーズの高まり、幼児教育・保育の無償化を背景として、公立幼稚園の園児数が減少する中、幼児教育上必要な集団性の確保及び高まる保育ニーズに対応するため、令和 3 年 3 月に策定した「秦野市幼児教育・保育環境整備計画」に基づき、ほりかわ幼稚園を幼稚園と保育所の機能を併せ持つこども園とするに当たっての基本方針を次のとおり定める。

### 1 整備方針

現在の保護者ニーズと今後の少子化の進行を見据え、将来にわたり、安定した市内の幼児教育・保育環境づくりを行うためには、公立園を縮小していく一方で、子どもの育ちと学びの連続性を意識した園小中一貫教育を推進するため、民間との連携・協力のもと、環境整備を進めるものとする。

### 2 こども園の施設類型

子ども・子育て支援制度のもと制度化された「公私連携・幼保連携型認定こども園」とする。

### 3 認定こども園の概要

#### (1) 対象児童

0～5歳を対象とする。

#### (2) 定員

次に示す人数に設定する。

ア 1号認定（幼稚園部分 3～5歳児） 60人

イ 2・3号認定（保育所部分 0～5歳児） 50人

#### (3) 開園時期 令和 7 年 4 月 1 日

### 4 運営等の条件

(1) 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、指導計画及び教育・保育課程を作成し、実施すること。

(2) 本市の幼児教育・保育を踏まえ、公私連携法人の特色を生かした教育・保育を行うこと

- (3) 本市が推進する（取り組む）園小中一貫教育の取組に積極的に協力し（一員として、推進者として）、園小接続カリキュラムを意識した教育・保育の実践や小学校及び中学校との連携を図ること。
- (4) 1号認定子ども（幼稚園部分）には、3年保育を実施する。
- (5) 1号認定子ども（幼稚園部分）の入園に当たり、堀川小学校区の幼児、並びに兄弟姉妹が在園している場合には、優先的に入園できるよう配慮する。
- (6) 特別な支援を必要とする園児、保護者への支援体制を整備するとともに、関係機関と連携を図り、統合教育及び統合保育を実施すること。
- (7) 延長保育事業、一時預かり事業を実施すること。
- (8) 子育て相談や未就園児交流などの子育て支援事業を行うこと。
- (9) 地域の子育て支援の拠点として、地域で子どもを育てる環境づくりに努めること。
- (10) 現在の幼稚園で実施している地域連携は引き続き協力・実施すること。
- (11) すべての園児に給食を提供し、調理は当該園内にて行うこと。
- (12) 必要に応じて、園バスの運行を検討すること。
- (13) 円滑な移行を図るため、令和5年度中に園と引継ぎすること。
- (14) 「ほりかわ」の地域名を園名称の一部に取り入れること。
- (15) その他各種関係法令等を遵守すること。

## 5 土地・建物等の条件

### (1) 土地

令和7年4月1日から存続期間15年の事業用定期借地権<sup>\*</sup>による有償貸付とする。土地の賃貸料については、「秦野市普通財産の貸付け及び売渡しの事務処理に関する規程」（以下、「規程」という。）に基づき貸し付けるものとし、貸付価格は、固定資産税及び都市計画税相当額とする。

なお、契約満了後、適正な園運営が行われていたと認められる場合は、特段の事情がない限り、契約更新するものとする。

ただし、公私連携法人から申し出があった場合には、15年の認定子ども園の運営を条件として、有償譲渡契約時の不動産鑑定評価に基づく価格により、譲渡することができる。

<sup>\*</sup>事業用定期借地権とは：専ら事業の用に供する建物（居住用を除く）の所有を目的に存続期間を10年以上50年未満とする地上権又は土地の賃借権のこと

(2) 建物

令和6年4月1日から現状有姿での無償譲渡とし、開園に必要な施設整備（保育室、給食施設及び駐車場等）については、令和6年度中に公私連携法人が行うものとする。

(3) 物品

令和6年4月末日時点で残置している物品については、基本的に当該認定こども園運営のための備品として有効活用するものとする。

(4) 特記事項

認定こども園の運営がされないときは、公立園の運営を直ちに再開できる状態での無償返還条項を付す。ただし、土地を譲渡していた場合には、当該事由が生じたときの不動産鑑定評価に基づく価格又は譲渡価格のいずれか低い価格による返還条項を付す。

## 6 公私連携法人の選定

(1) 選定方法

教育・保育の内容や地域・市との連携、安全・安心で安定的な園運営など、公立園を引き継ぐに当たり、最適な公私連携法人を選定するため、公募型プロポーザル方式によるものとする。

(2) 募集範囲

今後の少子化の状況を踏まえ、事業への参入促進を図るため、募集範囲は広く設定する。

ア 応募資格

公私連携・幼保連携型認定こども園の設置主体となりうる社会福祉法人又は学校法人（法人格取得予定の団体を含む）。

イ 主な事務所の所在地

神奈川県内のみならず、全国とする。

(3) 選定審査

ア 選定委員会による審査

外部委員を中心とする選定委員会による選考審査を行い、候補者を選定する。

(ア) 第1次審査：書類審査

(イ) 第2次審査：プレゼンテーション及び面接

(ウ) その他：必要に応じ、応募者が運営する園の現地確認を行う。

## イ 最終選定

選定委員会の選定結果を踏まえ、最終的な公私連携法人の決定は、本市が行う。

## 7 協定の締結

法第34条第2項の規定に基づき、本市と選定した公私連携法人との間において、提供する教育・保育の内容等に関する協定を締結する。

### (1) 内容（法定事項）

- ア 名称及び所在地
- イ 教育及び保育等に関する基本的事項
- ウ 必要な設備等の貸付、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- エ 協定の有効期間
- オ 協定に違反した場合の措置
- カ その他設置及び運営に関し必要な事項

### (2) 期間

協定の期間は15年とし、その後の更新については、協議し、決定する。

## 8 募集開始から開園までのスケジュール

日 程	内 容
令和4年 11月下旬	募集要項の配布
12月上旬	現地見学会（希望する法人のみ実施）
11月下旬～12月下旬	質問の受付
令和5年 1月下旬	応募書類の提出期限
2月上旬～4月下旬	選定委員会による審査 ・第1次審査：書類審査、 ・第2次審査：プレゼンテーション及び面接により審査
5月上旬	公私連携法人決定（覚書の締結）・結果公表
令和6年 3月末	協定締結・ほりかわ幼稚園の休園
4月～令和7年3月	移行準備（施設整備、提供する教育・保育に係る協議等）
10月	公私連携法人の指定
令和7年 4月 1日	公私連携幼保連携型認定こども園の開園

## 【参考】ほりかわ幼稚園の概要

- 1 所在地 秦野市堀川109-2
- 2 土地面積 3,201㎡
- 3 建物 RC造 2階建 昭和57年3月(築40年)  
延べ床面積 950㎡
- 4 施設内容
  - (1) 居室  
保育室6、遊戯室1
  - (2) その他  
職員室1、会議室1、保健室1、教材室6、更衣室1、湯沸し室1、印刷室1、便所6、園庭
  - (3) 付帯設備  
館内放送設備、空調設備、遊具(滑り台、ジャングルジム、鉄棒、ブランコ、シーソー、太鼓橋)、砂場、ストックハウス、うさぎ小屋、灯油庫、倉庫
  - (4) 供給処理施設の状況  
ア ガス 都市ガス  
イ 上水道 受水槽(有効容量12m<sup>3</sup>)及び高架水槽(有効容量5m<sup>3</sup>)  
ウ 下水道 公共下水道
- 5 用途地域、地区等
  - (1) 都市計画区域 市街化区域
  - (2) 用途地域 第1種中高層住居専用地域  
(建ぺい率60%、容積率200%)
  - (3) 景観地区 ふるさと秦野生活美観計画対象区域
  - (4) 防火指定 準防火地域
  - (5) 屋外広告物 第2種地域・第4種地域
- 6 学級数・園児数

(令和4年5月1日現在)

	4歳	5歳	合計
学級数	1学級	1学級	2学級
園児数	22人	22人	44人



ほりかわ幼稚園のこども園化に係る事務スケジュール案

		4年度					5年度				6年度			7年度		
		4月・5月	6月・7月	8月・9月	10月・11月	12月・1月	2月・3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～
選定スケジュール	<p><b>公立幼稚園の運営</b></p> <p>● 政策会議 (公私連携によるこども園化の方針決定)</p> <p>● 地域・保護者への説明及び意見交換期間</p> <p>● 運営法人の募集開始</p> <p>● 施設見学会</p> <p>● 応募締切</p> <p>● 第1次審査</p> <p>● 第2次審査</p> <p>● 運営法人の選定</p> <p>● 施設整備に係る補助金申請</p> <p>● 建築確認等申請関係</p> <p>● 協定締結に向けた協議</p> <p>● 公私連携の協定締結</p> <p>● 指定にかかる県との事前協議</p> <p>● 開園に係る書類調整</p> <p>● 施設整備</p> <p>● 幼稚園休園</p> <p>● 運営法人によるR7年度新入園児募集</p> <p>● 幼稚園閉園</p> <p>● 施設整備に係る調整</p> <p>● 園小中一貫教育を踏まえた教育・保育に係る協議・調整</p>															
	<p>● R5年度新入園児の募集停止</p>															
議会スケジュール	<p>● 議員連絡会 (公私連携によるこども園化の方針決定)</p>															
	<p>● 議員連絡会 (法人決定の報告)</p> <p>● 議員連絡会 (協定内容の報告)</p> <p>● 土地、建物に関する議決</p> <p>● 条例改正 (秦野市立学校の設置に関する条例)</p>															

こども園開園(対象：0～5歳)

公私連携法人募集要件の変更点

資料 4

内 容	みなみがおか	ほりかわ	変更理由
応募資格	3年以上の実績を持つ学校法人又は社会福祉法人	学校法人又は社会福祉法人に加え、 <u>法人格を取得予定の団体を含む</u>	みなみがおか選定時の経緯と少子化の進行を踏まえ、門戸を広げることで、意欲のある者の参入促進を図るため 安定的な園運営及び教育保育の水準の確保は、審査項目等により担保
土地の条件	事業用定期借地権により固定資産税及び都市計画税相当額にて15年間の有償貸付	事業用定期借地権により固定資産税及び都市計画税相当額にて15年間の有償貸付 <u>但し、買取の申し出があった場合は、15年の認定こども園の運営を条件として、不動産鑑定評価に基づく価格による有償譲渡</u>	ほりかわ幼稚園の立地条件等を踏まえ、買取も可能とすることで、法人の運営上の選択肢を拡大し、参入促進を図るため
(特記事項)	—	<u>認定こども園の運営がされないときは、公立園の運営を直ちに再開できる状態での無償返還条項を付す</u>	応募資格を緩和したことに伴い、開園予定時期に、こども園が開園されない場合の担保とするため
定員	180人を下回らないこと。 但し、1号認定(4・5歳児)の定員は、現在のみなみがおか幼稚園の園児数(79人)を下回らないようにすること	<u>1号認定60人、2・3号認定50人とする</u>	・教育利用は、3年保育のニーズ及び市外園への就園児数を踏まえ設定 ・保育利用は、堀川地区の申込率及び定員充足率を踏まえ設定
公立園の運営	移行年度の前年度まで運営	移行年度の前年度は休園	工事期間中の園児の安全を確保するため
施設整備	園運営しながらの整備	<u>園運営休止中の整備</u>	